

トイレ



液体石けん置いていますか？

■利用者・入所者が使用するトイレ(御手洗い)の中の手洗い場に、手洗い用の液体石けんが設置されていない事業所・施設が多く見受けられます。

事例1) アルコールを設置しているから不要と思っていた。

→ ノロウイルスなど、アルコールによる消毒効果が弱い場合もあります。手洗いができるよう、液体石けんを設置してください。

事例2) トイレ内にも手を洗う所はあるが、トイレの外(10歩程度のところ)に手洗い場があるため、そちらに液体石けんを置いており、大抵の人が外で手を洗っている。

→ 全員、確実に手洗い場を使っていますか？ トイレから手洗い場までの手すり・ドアノブ等は定期的に消毒していますか？ トイレ内にも液体石けんの設置を検討してください。

事例3) 認知症の利用者が多く、職員が目を離した隙に誤飲したり、収集癖のある利用者に持ち去られてしまい、設置することができない。

→ 例えば、壁に取り付けるディスペンサーの活用など、容器の形状や取付け場所の工夫により設置できないか、再度、検討してください。

■職員が利用するトイレ(御手洗い)に、液体石けんが設置されていない事業所・施設も見受けられます。

今一度、設置状況の確認・確実な手洗いの実施をお願いします。

手洗いは新型コロナウイルス感染症だけでなく、
様々な感染症対策の基本です。